

# 入札の公告

北海道十勝総合振興局告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年（2026年）1月 20日

北海道十勝総合振興局長 野口 正浩

1 入札に付する事項

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1) 業務名称 | 海岸保全区域維持管理業務               |
| (2) 業務場所 | 広尾郡広尾町                     |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和8年（2026年）3月27日まで |
| (4) 業務概要 | 農地海岸に漂着した流木残渣の処理及び廃棄物運搬業務  |

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年度（2026年）北海道十勝総合振興局告示第 1 号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道十勝総合振興局 3F 産業振興部調整課

4 入札執行の日時及び場所

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 入札場所 | 北海道帯広市東3条南3丁目1番地<br>北海道十勝総合振興局 4階A B会議室 |
| (2) 入札日時 | 令和8年（2026年）2月5日（木） 13時30分               |
| (3) 開札場所 | (1) に同じ                                 |
| (4) 開札日時 | (2) に同じ                                 |

5 郵便等又は電報による入札

認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 入札保証金 | 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 |
| (2) 契約保証金 | 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。     |

7 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものとし、入札参加者のうち、入札価格が最低制限価格以上で最低の価格である者から見積書を徴する。

8 落札者と契約を行わない場合

- |  |
|--|
| (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。                             |
| (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。 |

9 契約書作成等について

- |  |
|--|
| (1) この契約は契約書の作成を要する。   |
| (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。 |

10 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

11 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）1月20日（火）から 令和8年（2026年）2月4日（水）まで

（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

北海道十勝総合振興局 1階行政情報コーナー

ウ 産業振興部調整課ホームページに掲載

（<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csi/206751.html>）

12 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 概算払 行わない。

(3) 部分払 行わない。

13 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道十勝総合振興局産業振興部調整課指導企画係

イ 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

ウ 電話番号 0155-26-9066

(6) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(7) この入札は、取りやめること又は延期があることがある。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができるとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(11) 公告の内容に関し不明な点は、北海道十勝総合振興局3F産業振興部調整課指導企画係（電話 0155-26-9066）に照会すること。